



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL: +81-3-3437-5466 FAX: +81-3-3578-6687 E-mail: jclu@jclu.org URL: www.jclu.org/

東京都情報公開審査会

会長 樋 渡 利 秋 殿

公益社団法人自由人権協会

代表理事 喜田村 洋 一

同 紙 谷 雅 子

同 芹 澤 齊

同 升 味 佐江子

2019年2月14日

申 入 書

1 申入れの趣旨

東京都情報公開審査会（以下「審査会」という）は、東京都情報公開条例（以下「条例」という）27条1項に基づき審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の申出があったときは、可能な限り積極的に実施するよう求める。

2 審査会の現状

審査会における条例27条1項に基づく口頭意見陳述の実施状況を当協会が調査したところ、平成16年は16件、平成15年は12件、平成16年は17件と推移していた。ところが平成17年から減少傾向に転じ、平成17年は6件、平成18年は1件、平成19年は5件となり、平成20年4月23日に行われた諮問第507・508号の口頭意見陳述の1件を最後に、今日現在まで10年9か月以上にわたり、全く実施されていない（ただし、実施機関による口頭意見陳述は除く）。

3 条例27条1項の解釈および運用について

行政不服審査法が、書面審査を原則にしなが、ら、「審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、当該申立てをした者・・・に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない」（同法31条1項）との規定を置いているのは、書面の文字表記では表現し切れない強調したい部分や、微妙なニュアンスを伝えたりするなどして、審査請求人の主張、真意をより正確に伝えることができる等、書面審査の補完的機能が認められるとともに、審理員の質問により、争点整理や、不明点の明確化など、審査の充実化という重要な目的に資するためである。

条例27条1項は「審査会は、審査請求人等から申出があつたときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる」と規定し、実施可否の判断は審査会の裁量に任されている。しかしながら審査会では、上記のとおり、すでに10年9か月以上の間、口頭意見陳述は全く実施されておらず、およそ適正な運用とは言い難い。

平成17年から減少傾向に転じたのは、審査会が何らかの要因で実施に消極的になり、その消極姿勢が年々強まって、平成20年以降、実施しない運用が固定化するに至ったのではないかと考えられる。

なお、平成26年12月26日諮問第924号から平成29年6月30日諮問第1084号までの間の約2年半に限定して調査したところ、諮問案件161件中、口頭意見陳述を申出た件数は11件あつたことが確認された。しかし、いずれも口頭意見陳述は実施されていない。このように相当数の申出件数がありながら、全て不実施という結果から推測すれば、すでに固定化した消極姿勢から、申出理由を個別十分に精査することなく、全ての申出を容れていない疑いが濃厚である。その結果、10年9か月以上にわたって口頭意見陳述は実施しないとする運用が定着しているものと指摘せざるを得ない。

このような運用は、直ちに違法とまでは言えないかもしれないが、審査請求人の口頭で意見を述べる機会を実質的に剥奪されているも同然である。上記の審査会の現状は、条例27条1項が事実上死文化していることを示しており、容認することはできない。

口頭意見陳述の機会を与えるか否かは審査会の裁量判断とはいえ、審査請

求人のお機会保障という重要な側面に照らせば、すでに同類の事例の答申例が多数示され、すでに審査会としての判断が確定しているような場合を除き、支障がない限り積極的に実施すべきである。

4 不公平な運用

審査会は、実施機関から口頭意見陳述の申出があったときは、現在も適宜、説明聴取を実施している。実施機関に口頭意見陳述の機会を与える根拠は、審査請求人と同じく、条例27条1項とされている。しかし、実施機関の申出に対しては、適宜実施していながら、審査請求人の申出には10年9か月以上も全て不実施である。

この現状は、あまりにも一方的な運用であり、公平性、バランスを欠いていると指摘せざるを得ない。この観点からも強く見直しが求められる。

5 手続上の問題点

神奈川県情報公開条例20条1項は「審査会は、審査請求人等から申出があったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」との規定を置いている。そして、神奈川県情報公開審査会での手続では、審査請求人からの申出を待たずに、審査会から書面にて、口頭意見陳述の意思確認を求める通知がある。

そして、口頭意見陳述を希望する旨の返信をした場合には、結果として不実施の場合にも、理由を付記した結果通知がされている。

このような手続こそ、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るという視点に照らして、本来のあるべき姿である。

東京都の審査会は、審査請求人から口頭意見陳述の申出がなされても、その実施可否の判断について何らの理由も示さず、回答もしないまま、これを実施しないのが通例となっている。

これでは、行政上の意思決定について、判断の結果も、その理由も示していないのであり、本当に申出理由を精査し、実施の必要性について真摯に検討したのか疑わしいと言わざるを得ない。

6 結語

審査会が条例２７条１項の趣旨を全く生かそうとせず、今後も消極的な運用を継続していくことになれば、現状が更に既成事実と化して、条文の死文化を強固に固定化することとなり、到底認められない。

直ちに、現在の消極姿勢を改め、可能な限り積極的に口頭意見陳述を実施するよう求める。

以 上